平成２５年（フ）第７８号
佐賀県佐賀市新栄西２丁目２番16号
破産者　植村　　均
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５１号
熊本市東区戸島本町１番１号　クラシード１－１・103
破産者　川口　英樹
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５２号
熊本市東区戸島本町１番１号　クラシード１－１・103
破産者　川口　ユミ
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２９９号
熊本市北区植木町木留755番地　サンガーデンサクラシティＢ201、前住所熊本市北区麻生田１丁目１番49号
破産者　田嶋　利奈（旧姓西田）
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１１号
福岡県大野城市筒井２丁目９番23―303号、前住所佐賀県唐津市浜玉町横田上699番地５
破産者　原　　正男
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第１０号
福島県いわき市平下山口字大沢１－７　高久第10仮設Ｅ―10―１、住民票上の住所福島県双葉郡楢葉町大字波倉字原162番地の５
破産者　佐藤　香代
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第１８号
栃木県足利市五十部町1514番地18、前住所栃木県足利市緑町２丁目３番地８　パークサイドヒルズ1002
破産者　齋藤　武久
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第３１号
栃木県足利市本城１丁目1627番地１、前住所茨城県常陸太田市山下町3990番地　クラインロイヤルＢ―203号
破産者　小島　初雄
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第４号
富山県高岡市伏木本町12番５―204号　ヴィラかたかごⅡ
破産者　大文字雅史
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第３１６号
山梨県甲府市国母４丁目19番78号　コーポ芦沢Ｃ棟２階201号室
破産者　飯野　正人
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３２０号
山梨県甲府市上石田２丁目18番８号
破産者　飯野　　正
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９１号
愛知県一宮市西五城字下須賀34番地１
破産者　今井　雅夫
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第６００号
京都市西京区桂坤町12番地２　コーポ藤岡105
破産者　今西　　宏
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３０３号
京都市中京区烏丸通姉小路下る場之町596番地　ハイツエスメラルダ
破産者　尾崎みどり
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４５２号
京都市南区八条通大宮西入八条町419番地　アクセスＫ303
破産者　吉村　美樹
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６１号
兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目１番１―904号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目４番22号
破産者　松野　修身
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１８５号
兵庫県尼崎市栗山町１丁目23―32―302　河村方、住民票上の住所兵庫県西宮市高松町７番29―203号
破産者　門田　満政
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１４１号
和歌山県有田郡有田川町大字小島156番地１　ヴェルドール大樹Ⅰ―102
破産者　濵中　輝代
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係